令和元年台風第19号により被災された農林業者の皆様へ

ＪＡ佐野　緊急農業経営支援資金

令和元年１０月に発生した台風第１９号により、被災された農業者の皆様の金融支援策として、緊急農業経営支援資金の受付を開始致します。農業施設・設備の復旧、並びに農業経営安定化と生活安定に向けて必要となる資金調達にご利用下さい。

ご融資の内容

資金名	**令和元年１０月台風第１９号被害対策支援資金**
実施期間	**令和元年１１月１１日　から　令和２年１２月３１日まで**
融資対象者	**「令和元年台風１９号」で被害を受けた正組合員（農業法人を含む）**
資金使途 および限度額 （通算限度額）	**令和元年１０月台風第１９号の被害により、営農・生活の復旧に必要な資金** **・施設及び設備資金　2,000 万円以内（原則として所要額の範囲内）** **・農業関連運転資金　1,000 万円以内（原則として所要額の範囲内）** **・生活関連資金　500 万円以内（原則として所要額の範囲内）** **ただし、上記資金の貸付限度額は合計で2,000万円以内とする。**
利　率	**実質無利子（ＪＡグループの利子補給により）**
担保・保証	**無担保・無保証** **※担保・連帯保証人および栃木県農業信用基金協会の保証を付す場合もあります。**
事務手数料	**無　料**
貸付期間 （据置期間）	**・施設及び設備資金　15 年以内、但し法定耐用年数以内とする。** **（据置期間2年含む　：　令和17年12月31日まで）** **・農業関連運転資金　7 年以内　（据置期間２年含む）** **・生活関連資金　5 年以内　（据置期間２年含む）**
必要書類	**＊ご相談の際は、お近くの支店へお借入時に必要な書類をお問合せ下さい＊** **〇台風第19号被害の確認ができる書類　：　公的機関発行の『り災証明書』** **〇本人確認書類・資金使途書類・収入確認書類ほか** **〇その他、審査に必要な書類（審査上有効なものについては、ご提出をお願いすることがあります。）**

お申込みに際しましては、所定の審査をさせて頂きます。審査結果、ご希望に添いかねる場合もありますので、予めご了承下さい。

ご相談、又はお申込み窓口は、ＪＡ佐野各支店、及び営農経済部
各相談窓口をご利用下さい。

農業資金メニューのご案内

（ご参考）
農業関係資金の一覧

日本政策金融公庫　（受託貸付）

（令和元年11月11日現在）

商品名	対象者	期間	資金使途	貸付限度額	特徴（金利・担保・保証）
農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	農林漁業を営む者 農業協同組合・連合会、農業共済組合・連合会、土地改良区・連合会、農業振興法人等	15年 （うち据置期間3年） 以内 果樹は25年 （うち据置期間10年） 以内 共同利用施設は 20年 （うち据置期間3年） 以内	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金 果樹の改植等 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用 個人施設 農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要する費用 共同利用施設農協等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧に要する費用	負担額の80%又は1施設当たり3百万円（特認6百万円）のいずれか低い額 （共同利用施設は負担額の80%） 特認：限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用	『貸付金利』 0．06% ※令和元年10月21日現在 『担保』 なし 『保証』 なし
農林漁業 セーフティネット資金 （災害）	認定農業者・認定新規就農者 その他（個人）農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が2百万円以上の方 （法人）農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が10百万円以上の法人 ※林業、漁業も同様	10年 （うち据置期間3年） 以内	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一般：6百万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）	『貸付金利』 0．06% ※令和元年10月21日現在 『担保』 相談の上決定 『保証』 相談の上決定

農業近代化資金

商品名	対象者	期間	資金使途	貸付限度額	特徴（金利・担保・保証）
災害復旧 支援資金	市町村の被害認定を受けた融資対象農業者	15年 （うち据置期間3年） 以内 家畜購入育成資金については7年 （うち据置期間2年） 以内	災害により被害を受けた農業用施設の復旧、家畜の導入等を支援し、被災した農業者の経営再建に資することを目的とする。 農業近代化資金の資金種類のうち災害復旧に係るもの。	個人　18百万円 法人　200百万円 （融資率：80%）	『貸付金利』 □災害の都度決定 ※JAバンク利子補給により無利子 『担保』 □栃木県農業信用基金協会保証利用の場合は、担保基準は協会の定めるところによる。 『保証』 □原則として栃木県農業信用基金協会の保証を付する。 ・保証料：年0.23% ※JAバンク保証料助成により借入負担ゼロ。 （令和2年2月28日まで）

ご相談、又はお申込み窓口は、JA佐野各支店、及び営農経済部の各相談窓口をご利用下さい。

□審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

□JAバンク利子補給のご利用・申し込みにつきましても、お尋ねください。